

令和8年2月

お客さま各位

中南信用金庫

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について（2）

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、金融機関では令和8年度末までに手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に掲げております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では以下の対応を実施いたします。

今後、「手形・小切手」に代わる決済手段としてのサービスを拡充して参りますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 手形帳・小切手帳の新規発行について

令和8年3月31日をもちまして新規発行を終了いたします。なお、未使用の手形・小切手の買い戻しはいたしませんので、計画的なご利用をお願いいたします。

#### 2. 実施中の対応について

- （1）令和7年6月23日をもって当座預金の新規口座開設を停止いたしました。
- （2）令和7年8月12日より当座預金の払戻請求書による支払いを開始しています。
- （3）令和7年10月1日より手形帳・小切手帳の発行手数料を改定いたしました。
- （4）令和9年4月以降を支払期日とする手形について、期日管理を行う代金取立の受付を停止いたします。
- （5）令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手について、代金取立の受付を停止いたします。

#### 3. 代替手段について

当金庫では、「手形・小切手」に代わる決済方法として「でんさいサービス」「でんさいライト」「法人インターネットバンキング」をご用意しております。この機会に是非導入をご検討下さい。

以上